

【別紙】

高島市道路占用料（法定外公共物占用料）一覧表

【注意】

- ① 令和8年3月31日以前に許可を受け、または許可を受ける予定の道路占用については、令和8年4月1日以降も継続して占用する場合は、改定後の占用料が適用されます。
- ② 法定外公共物占用料については、①と同様の取扱いとなります。

【令和8年4月1日施行】

占 用 物 件		単 位	占 用 料（円）	
			令和8年3月31日 まで	令和8年4月1日 から
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480	570
	第2種電柱		730	880
	第3種電柱		990	1,200
	第1種電話柱		430	510
	第2種電話柱		680	820
	第3種電話柱		940	1,100
	その他の柱類		43	51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	5
	地下に設ける電線その他の線類		3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260	310
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	850	1,000
	郵便差出箱および信書便差出箱		360	430
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870	900
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26	31
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38	46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51	61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77	92
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100	120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180	220
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260	310
	外径が1メートル以上のもの		510	610

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運転補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	—	3
			その他のもの		—	10
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	—	820
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	—	510
		地下に設けるもの			—	310
その他のもの				—	1,000	
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	850	1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		占有面積1平方メートルにつき1日	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		上空に設ける通路			430	450
		地下に設ける通路			260	270
		その他のもの			850	1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			9	9	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	87	90	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87	90	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870	900	
	標識		1本につき1年	680	820	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9	9	
		その他のもの	1本につき1月	87	90	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9	9	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87	90	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870	900	
その他のもの			430	450		
令第7条第2号に掲げる工作物				占有面積1平方メートルにつき1年	850	1,000
令第7条第3号に掲げる工作物					—	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料				占有面積1平方メートルにつき1月	87	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設					85	100

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第14号および第15号に掲げる施設			—	Aに0.034を乗じて得た額	